

費用弁償

ボランティア活動は、無償が原則です。以前は、交通費などのお金も自らが持ち出し（自己負担）で活動するという考えもありました。

しかし最近では、活動の報酬としてではなく、その活動に伴う材料費や交通費などに相当するお金（実費）が支払われることがあります。これを「費用弁償」といいます。

ボランティア保険

活動の事故に備えて、ボランティア保険への加入をおすすめします。活動中の事故には次のようなものがあります。

- 【傷害事故】ボランティア自身が活動中に事故にあったり、ケガをした場合
- 【賠償責任事故】活動中に相手にケガをさせてしまったり、活動先で物を壊してしまった場合

市民のボランティア活動に対しては、「横浜市市民活動保険」が適用されます。また、掛金を払って加入できる保険もあります。

市民活動保険とは...

- ・市民であれば加入している 登録や掛金は必要なし
- ・事故が起きた場合の届け出先は区役所総務課（1ヶ月以内）
- ・活動内容によっては適用されない場合もある
例）実費を超えた「費用弁償」が支給されている場合 / 単発の活動 / 学校管理下の行事・福祉講座等

ボランティア保険の窓口

- ・全社協ボランティア活動保険（加入窓口：区社協）
- ・県ボランティア事故共済（申込用紙配布窓口：区社協等）

あなたへ
始める
ボランティアを

ボランティアは、社会に暮らす一員として、共に支えあい、学びあいながら進めていく活動です。

一人ひとりが「自分の意志でできることをしよう」という活動で、仕事のように「～しなければならない」というものではありません。

ボランティアには様々な活動があり、参加することでいろいろな出会いや発展もあります。自分の出来ることや楽しめることから始めてみましょう！

鶴見区ボランティアセンター （区社会福祉協議会内）

開館 * 月～土 9:00～17:00
（祝祭日・年末年始は除く）

住所 * 〒231-0051 鶴見区鶴見中央4-32-1
UNEXビル5階

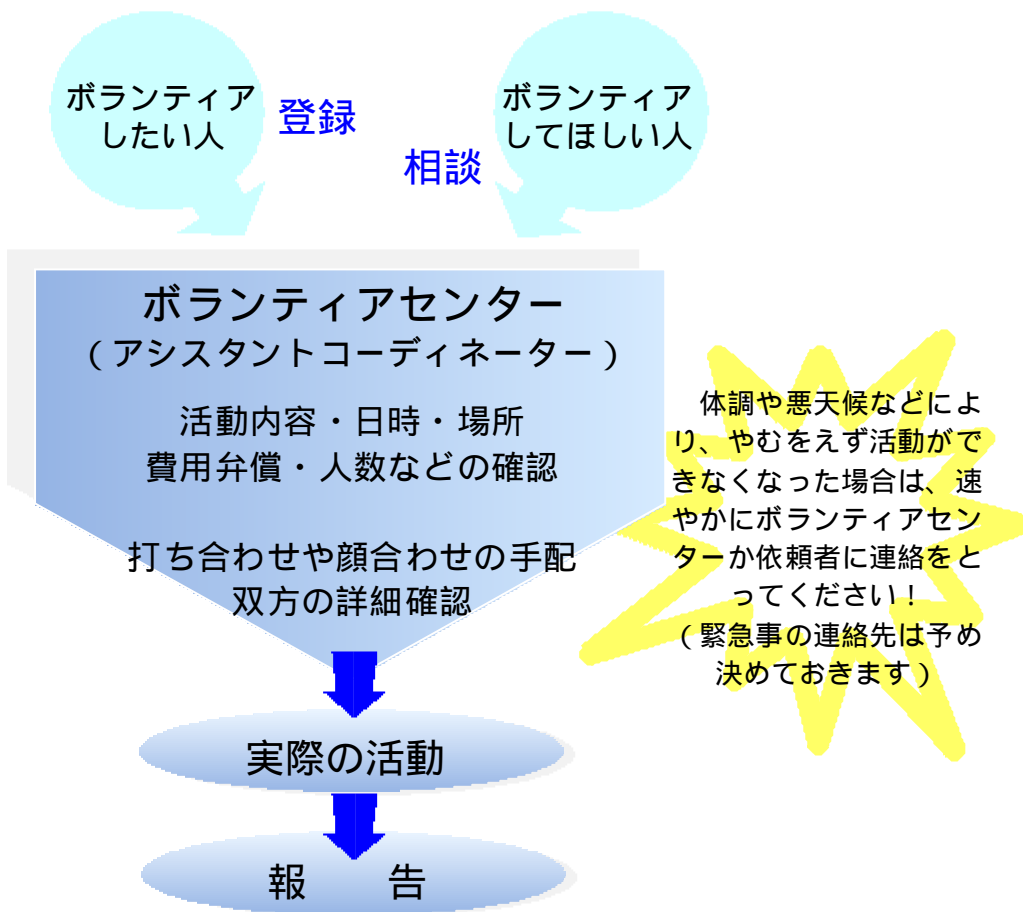
TEL * 504-5625（ボランティア専用）
504-5619（社協代表）

FAX * 504-5616

E-mail * info@yturumi-shakyo.jp

URL * <http://www.yturumi-shakyo.jp/>

● ボランティア活動までの流れ



ボランティアセンターは、ボランティアをしたい人・してほしい人の間に立って、活動の調整をします。

疑問や不安に感じたことや、活動の感想や報告など、お気軽にご連絡ください。

職業斡旋はしていません。

● ボランティアのところがまえ

約束を守る

時間や一度決めたこと、ルールなどは必ず守りましょう

プライバシーを守る

活動をとおして、個人のプライバシーに関わることもあります。お互いの信頼関係のため、他言はやめましょう

対等な関係を築く

ボランティアは、「してあげる」「してもらう」関係ではなく、対等な関係であることを意識しましょう

できること・できないことをはっきりさる

無理をせず、できないときは、はっきり「できない」と言いましょう

相手のニーズに合わせて活動する

人によって「できること」「できないこと」・「してほしいこと」「してほしくないこと」は違います。相手の方の気持ちを確認して活動しましょう

安全には気をつける

お互いに、事故やケガには注意しましょう
万が一に備えてボランティア保険に入りましょう

